

日本応用数理学会定款

1990年4月 6日制定

1995年4月25日改訂

2003年4月25日改訂

2007年4月26日改訂

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、日本応用数理学会といい、英文名称を

The Japan Society for Industrial and Applied Mathematics

(略称は Japan SIAM または JSIAM) という。

第2条 (所在地)

本会は、事務所を東京都文京区弥生2-4-16学会センタービルに置く。

第3条 (支 部)

本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

第4条 (目 的)

本会は、学界産業界における応用数学あるいは数理工学の研究と実践を含む応用数理に関する学問研究の興隆をはかり、会員相互間および関連学協会との交流の場を提供し、我国の応用数理にかかわる学問および産業の向上発展に貢献するとともに、この領域の教育の振興と研究成果の普及をはかり、国際的活動を通して、世界のこの分野の進歩に貢献することを目的とする。

第5条 (事 業)

本会は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表会および講演会の開催。
- 2) 学会誌、研究報告書、研究資料およびその他の刊行物の発行。
- 3) 国内外の関連学会、諸団体との連絡および協力活動。
- 4) 調査および研究。
- 5) 研究の奨励および研究業績の表彰。
- 6) 研究者養成および研究成果普及を目指した諸活動。
- 7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業および諸活動。

第3章 会 員

第6条 (会員の種別)

本会の会員は、次の各号に該当し、所定の手続を完了した者とする。

- 1) 正会員 本会の対象とする領域またはそれと関連ある領域において専門の学識、技術または経験を有する者。
- 2) 学生会員 本会の対象とする領域またはそれと関連ある領域において勉学中の大学学部、大学院あるいはこれに準ずる学校に籍を置く学生。
- 3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を後援する法人、または団体。
- 4) 個人賛助会員 本会の正会員であり、本会の事業を後援する者。

- 5) 名誉会員 本会の対象とする領域において特に功績があり、理事会の決議を経て推薦された者.

第7条 (会費)

本会の会費の年額は次のとおりとする.

- 1) 正会員 11,000円
 - 2) 学生会員 5,500円
 - 3) 賛助会員 1口 50,000円
 - 4) 個人賛助会員 1口 5,000円 2口以上
2. 名誉会員は、会費を収めることを要しない.
3. 既納の入会金および会費は、いかなる事由があってもこれを返還しないものとする.

第8条 (入退会)

正会員および学生会員の入会は、正会員の場合2,000円、学生会員の場合1,000円の入会金を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし理事会で承認された特定の学会の会員には、入会金の納付を免除することができる。

2. 賛助会員および個人賛助会員の入会は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
3. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となる。
4. 本会の会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

第9条 (資格の喪失)

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会.
- 2) 禁治産および準禁治産の宣告.
- 3) 死亡、失踪および団体会員の場合はその団体の解散.
- 4) 除名.

第10条 (除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- 1) 会費を滞納したとき.
- 2) この会の会員としての義務に違反したとき.
- 3) この会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき.

第11条 (会員の特典)

本会の会員は、次の特典を優先的に受けることができる。

- 1) 本会が発行する学会誌の配布.
- 2) 本会が発行する学会誌への投稿.
- 3) 本会が開催する各種学術集会への参加.
- 4) 本会関係出版物の購入の便宜.

第4章 役員および評議員

第12条 (役員および評議員の構成)

役員および評議員は正会員をもって構成する。

- 1) 役員

会 長	1名
副会長	3名以内
理 事	10名以上、20名以内(会長および副会長を含む)
監 事	2名

2) 評議員

評議員 50名以上、100名以内

第13条 (任 期)

役員および評議員の任期は1年とし、再任については次のとおりとする。

会 長	再任可。ただし重任は不可。
副会長	再任可。ただし重任は不可。
理 事	再任可。
監 事	再任可。
評議員	再任可。

2. 理事および監事に欠員が生じたときは、後任者を会長が指名し、理事会の承認により決定する。この役員の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 (役員および評議員の機能)

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3) 理事は、会長を補佐し会務を分担する。
- 4) 監事は、事業ならびに会計を監査する。
- 5) 評議員は、理事会の諮問に応じ、本会の事業の遂行について審議し、答申する。

第15条 (役員および評議員の選出)

役員および評議員は、正会員の中から選挙によって決定する。

第5章 会 議

第16条 (理事会)

理事会は、毎年2回以上会長が召集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、会長は臨時理事会を召集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。
3. 監事、事務局長および会長が必要と認めた者は理事会に出席することができる。
4. 理事会は現在理事数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、書面をもって予め意思表示した者は、出席者とみなす。
5. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもってし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 (評議員会)

評議員会は、必要あるごとに会長がこれを召集する。

2. 評議員会の議長は会長とする。

第18条 (総 会)

通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に、会長が召集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたときには、1か月以内に召集しなければならない。

3. 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど会員の互選で決める。
4. 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。
 - 1) 事業計画および収支予算についての事項。
 - 2) 事業報告および収支決算についての事項。
 - 3) 財産目録についての事項。
 - 4) その他、理事会に於て必要と認めた事項。
5. 総会は、正会員現在数の6分の1以上出席しなければ成立しない。ただし、当該事項につき書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
6. 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

第19条（議事録の保存）

総会、理事会および評議員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名捺印のうえ、これを保存する。

第6章 研究部会

第20条（研究部会の設置）

本会の対象とする領域に於ける学問または技術の発達を期するために、特定の重要な研究分野に関する研究部会を設置することができる。

第21条（研究部会の運営）

研究部会の運営に関する規程は、理事会の議決を経て、別に定める。

第7章 職員

第22条（事務局長および職員）

本会の事務を処理するために、事務局長およびその他の職員を置くことができる。

2. 事務局長は、会長が任命し、事務全般を掌握する。
3. 職員は、会長が任命する。

第8章 資産および会計

第23条（資産）

本会の資産は次のとおりとする。

- 1) 入会金および会費。
- 2) 事業に伴う収入。
- 3) 資産から生ずる果実。
- 4) 寄付金品。
- 5) その他の財産および収入。

第24条（資産の管理）

本会の資産は、別に定める規程にしたがって、会長が管理する。

第25条（収支決算）

本会の収支決算は、毎年会計年度終了後3か月以内に会長が作成し、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を受けなければならない。

第26条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第9章 定款の変更ならびに解散

第27条（定款の変更）

この定款は、理事会および総会に於て、おのおの4分の3以上の議決を経なければ、変更することはできない。

第28条（解散）

本学会の解散は理事会および総会に於て、おのおの4分の3以上の議決を経なければならない。

第10章 補 則

第29条（規程および細則）

この定款の実施についての規程および細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

第30条（施行）

この定款は、1990年4月1日より施行する。

付則

- (1) 第7条の会費年額は、平成8年度会費から適用する。
- (2) 第6条の会員種別の要件は、平成20年度から適用する。